

【参考資料】

議案第13号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正趣旨

職員の仕事と家庭の両立支援のため、部分休業の対象外となる小学校就学後の子を持つ職員が、部分休業と同様に取得できる休暇として「子育て時間」を新設することを目的に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するもの

2 改正内容

小学校1年生から小学校3年生までの子を持つ職員が、第1号部分休業と同様に取得できる休暇として、「子育て時間」を新設する。なお、休暇は無給とする。

3 施行期日等

令和8年4月1日

担当

総務部職員課人事研修係

電話463-3191